

知多市告示第 1 1 6 号

知多市宅地開発等に関する指導要綱（昭和 4 9 年 1 1 月 2 5 日施行）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

知多市長 伊 藤 清一郎

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の知多市宅地開発等に関する指導要綱の規定に基づき事業計画承認願を提出し、承認されている事業に関する取扱いについては、なお従前の例による。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(公園緑地等) 第 1 1 条 事業者は、都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号）第 2 5 条第 6 号及び第 7 号の規定により、公園、緑地又は広場（以下「公園緑地等」という。）を事業区域内に設置するときは、愛知県開発許可技術基準（昭和 4 5 年 1 1 月施行）の規定に従い、公園緑地等を整備するものとする。この場合において、事業者は市長と協議の上、事業者の負担により整備し、当該公園緑地等を市に無償提供するものとする。 (削る) 2 公園緑地等の整備内容は、別に定めるところによる。	(公園緑地) 第 1 1 条 事業区域面積が 3, 0 0 0 m²以上のものは、事業区域内に事業面積の 4 %以上の公園緑地（事業区域面積の 3 %以上を公園とし、残りは公園周囲の緑地とする。）を市長と協議の上、事業者の負担において施設整備を行い、市に無償提供するものとする。ただし、事業実施に当たっては極力自然緑地の保持に努めるものとする。 2 敷地の周囲は、生垣、植栽又は投資可能な柵等により緑化に努めるものとする。 3 公園緑地等の整備内容は、別に定めるところによる。